



麻薬卸売業者免許申請書

麻 薬 業務所 (注1)	所在地			
	名 称	(TEL :)		
許可番号 (注2)	薬局開設許可・医薬品卸売販売業許可 第 号	許可年月日	年 月 日	
申請者の欠格条項 (注3)	(1) 法第51条第1項の規定により免許を取り消されたこと。		あり(別紙記載)・全員 なし	
	(2) 罰金以上の刑に処されたこと。		あり(別紙記載)・全員 なし	
	(3) 薬事又は医事に関する法令又はこれに基づく処分に違反したこと。		あり(別紙記載)・全員 なし	
	(4) 暴力団員である、又は暴力団員であったこと。		あり(別紙記載)・全員 なし	
	(5) 暴力団員等が事業活動を支配していること。		あり(別紙記載)・ なし	
保管設備 (注4) (麻薬金庫の設置)				
申請の別 (注5)	新 規 ・ 継 続 [継続の場合現在の麻薬取扱者免許番号 ()]			
上記のとおり、免許を受けたいので申請します。		許可証の照合印		
年 月 日				
住 所				
(注6) フリ ガナ 氏 名				
大阪府知事 殿				

備考(注7)	添付書類を省略する場合、下記に記載			
個人	： 個人の診断書			
法人	： 登記簿謄本(登記事項証明書)、業務分掌表(又は組織図)、 業務を行う役員(取締役)該当者全員の診断書			
は、下記許可(免許)施設に添付済みのため省略します。				
年 月 日		許可・申請・届出	許可(免許)番号	第 号

(注)については記入要領参照

1. 記載上の注意

- (注1) 薬局又は医薬品卸売販売業の所在地、名称を記載してください。
- (注2) 「許可番号及び年月日」欄には、薬局開設許可又は医薬品卸売販売業許可のいずれかに○を付けた上でその許可番号及び許可年月日を記載してください。薬局又は医薬品卸売販売業と同時申請の場合は、空欄にしてください。
- (注3) 欠格条項の(1)から(5)欄には、申請者に該当事項がないときは、「なし」と記載してください。申請者が法人の場合で業務を行う役員全員に該当事項がないときは、「全員なし」と記載してください。該当事項があるときは、下記のとおり記載してください。
- (1): その理由及び年月日（取消しの日から3年を経過していないこと）
- (2): その罪、刑、刑の確定年月日及びその執行が終わり、又は刑がなくなった場合はその年月日（その後3年を経過していないこと）
- (3): その違反の事実及び年月日（違反行為があった日から2年を経過していないこと）
- (4)(5): 次の①又は②に該当する旨
- ① 暴力団員等の親族（事実上の婚姻関係にある者を含む。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が、事業主であることのほか、多額の出資又は融資を行い、事業活動に相当程度の影響力を有していること。
- ② 暴力団員等が、事業活動への相当程度の影響力を背景にして、名目のいかんを問わず、多額の金品その他財産上の利益供与を受けていること又は売買、請負、委任その他の有償契約を締結していること。
- (注4) 「保管設備(麻薬金庫)の設置」欄には、業務所内に、堅固な保管設備を設置したうえで、「あり」等と記載してください。
- (麻薬卸売業者の貯蔵設備基準は、昭和56年8月14日付薬発第780号通知による。)
- (注5) 「申請の別」欄には、「新規」「継続」のいずれかを○で囲み、継続申請においては、現在所有する麻薬卸売業者免許証番号を記載してください。なお、既免許取得者であっても、有効期限が切れている場合は新規申請となります。
- (注6) 申請者が法人又は団体の場合は登記された本社の所在地、名称、代表者の氏名を記載してください。
- (注7) 備考欄には、添付書類を省略する場合に、該当する内容を必ず記載してください。

2. 添付書類等

- (1) 必要書類
- ① 診断書（診断日から1ヶ月以内のもの。）
- ・法人の場合、業務を行う役員（取締役若しくは執行役）全員の診断書。ただし、代表権を有する役員（取締役若しくは執行役）は必須。
 - ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく各種申請・届出に添付する診断書に代る疎明書は、麻薬及び向精神薬取締法では認められていません。
- ② 法人の場合、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)（発行日から6ヶ月以内のもの）
- ③ 法人の場合、業務を行う役員（取締役）の画定図（業務分掌表又は組織図）（業務を画定している場合のみ）
- ④ 業務所の平面図（保管場所を明示すること）
- ⑤ 保管庫の図面（麻薬貯蔵設備基準の適合を示すもの）

(2) 添付書類の省略

原則、添付書類の省略はできません。ただし、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係の手続きで、申請者が大阪府知事あてに当該書類を既に提出している場合、添付を省略できます。この場合、備考欄には、書類を添付した薬局、医薬品卸売販売業等の許可番号及び提出年月日を記載してください。